



保健だより

▶健康課 (はつらつセンター内) (☎63・2112) ▶子ども家庭センターはつらつ (☎63・5121)
▶地域振興課 (☎75・3110) ▶地域振興課 (☎72・6336) ▶地域振興課 (☎322・3496)

お子さんの予防接種を確認しましょう

予防接種の効果

ワクチンを接種すると病気にかかりにくくなり、万一かかっても症状が重くなるのを防げます。特に乳幼児期は免疫力が十分でなく、感染症にかかると重症化することもあるため、適切な時期に接種することが大切です。

また、予防接種は、お子さん自身を守るだけでなく、周囲の人への感染拡大も防ぐことにつながります。

副反応が心配で接種を迷っている方もいるかもしれませんが、体調や症状について気になることがあれば、接種前に医療機関で相談してみましょう。

接種状況を確認しましょう

母子健康手帳を見て、確認しましょう。

- 受け忘れていた予防接種はありませんか
- 対象年齢を過ぎそうなものはありますか
- 予診票は手元にありますか

前回の接種から期間があいしましても、対象年齢であれば接種を再開できます。

母子健康手帳とあわせて、子育て応援アプリ「たつのこナビ」を活用すれば、接種スケジュールやお知らせ通知の機能があり、接種忘れ防止に役立ちますので、ぜひご利用ください。

アプリのダウンロードはこちらから



予防接種を受けるには

まず医療機関に予約しましょう。接種当日は母子健康手帳と予診票を持参してください。

予診票を紛失した場合は、健康課 (はつらつセンター)、各総合支所地域振興課 (要予約) または電子申請で再発行可能です。

対象年齢であれば公費で接種できますが、対象年齢を過ぎると自費になりますので、期間内に接種しましょう。

予防接種の詳細は市ホームページをご確認ください。



教室・相談のご案内 (事前予約必要)

プレママサロン (妊婦のつどい)

妊婦が集い、交流するサロンです。

- 対象者** 妊婦とその家族 (お子様連れの参加可能)
- 参加費** 無料
- 持参物** 母子健康手帳、お茶等
- 申込先** こども家庭センターはつらつ

電子申請で申し込みできます



開催日	時間・場所	内容
5/21(木) 6/24(水)	10:00~11:30 (受付9:45~) はつらつセンター	●出産前後に役立つ助産師によるミニ講座 (呼吸法・沐浴・授乳等) ●管理栄養士による食事の話 ●気軽に相談コーナー

自主トレーニング講習会

対象者 40歳以上の市民で、介護保険認定を受けていない方

※現在治療中の方は、必ず主治医の許可を得てください。

- 受講料** 600円
- 申込先** 健康課 (はつらつセンター内)、新宮総合支所

電子申請で申し込みできます



日時	場所
6/11(木) 9:15~11:45	新宮総合支所
6/22(月) 9:15~11:45	はつらつセンター

自主トレフォローアップ講習会

自主トレーニング機器の使い方に自信がない方、もう一度正しい使い方を知りたい方のためにフォローアップ講習会を開催します! (一度運動を諦めてしまった方も大歓迎!)

- 対象者** 自主トレーニング講習会受講済みの方
- 受講料** 無料

日時	場所
5/25(月) 9:30~11:30	新宮総合支所
6/22(月) 14:00~16:00	新宮総合支所
6/24(水) 9:30~11:30	はつらつセンター

健康相談

妊娠・子育てから生活習慣病予防まで幅広く健康相談を行っています。

- とき** 平日 (月~金) 9:00~17:00
- ところ** 健康課

救急安心センターひょうご

24時間365日対応。急な病気やけがで受診可能な病院が分からないときや救急車を呼ぶか迷ったとき

- 電話番号** #7119 つながらない場合は078・331・7119
- 相談時間** 24時間365日



市税課からのお知らせ

▶市税課 (☎64・3145)

市民税・県民税・森林環境税

前年所得の申告はお済みですか?

所得の申告は、各種税・保険料等の算定資料となります。未申告のままでは、主に次の事項に影響があります。

- 市民税・県民税・森林環境税の非課税の判定
- 国民健康保険税の軽減の判定
- 後期高齢者医療保険料の軽減の判定
- 高額療養費の限度額の算定
- 児童手当、就学支援金等各給付等

※未申告の方は、所得の有無にかかわらず速やかに申告してください。

※令和8年4月30日時点で未申告の方には、勸奨通知を発送しています。

令和8年度市・県民税所得・課税証明書 (令和7年中所得証明書) を発行します

発行に必要なもの	1 発行手数料 1部300円	2 本人確認書類 (顔写真つきの場合は1点確認、 顔写真なしの場合は2点確認)	3 委任状 (代理申請の場合)
発行可能日	市役所窓口 令和8年5月21日	コンビニ等に設置しているキオスク端末 未定 (日程が決まり次第、市ホームページで告知します)	

※令和8年1月2日以後にたつの市へ転入された方は、前住所地での発行となります。

※コンビニでの証明書発行は発行可能日の6時30分から可能となります。発行可能日以降は、令和7年度 (令和6年中) の証明書はコンビニで取得できなくなります。

※キオスク端末等での証明書発行にはマイナンバーカードが必要です。

令和8年度から適用される税制改正

●給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の給与所得控除の最低保障額が、最大10万円引き上げられます。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5000円以下	65万円	55万円
162万5000円超 180万円以下		その収入額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入額×30% + 8万円

(注) 給与収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

●各種所得控除等に係る合計所得金額要件等の引き上げ

各種扶養控除等に係る合計所得金額の所得要件が、10万円引き上げられます。

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円	48万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	85万円	75万円
勤労学生の合計所得金額		
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額		
	65万円	55万円

●特定親族特別控除の創設

特定扶養控除対象の19歳以上23歳未満の方のうち、合計所得金額が58万円を超え、扶養控除を適用できない方についても段階的に控除を受けられるようになります。

親族等の合計所得金額	住民税の控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

◆税制改正については市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。